

2022年12月20日

大阪都市計画局長
角田 悟史 様

大阪市職計画調整局支部
支部長 岡村 徹



2023年度要員確保に関する申し入れ

市行政の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は、勤務労働条件に大きくかかわるものであると認識している。

大阪市においては、「市政改革プラン」により、行政サービスへの最先端のICTの活用、行政手続きのオンライン化や、経営形態の変更、民営化への流れが明記されている。

いずれにしても、「業務と人」の慎重な関係整理に基づき行われるべきであり、それに見合った要員配置が必要である。

2023年度の業務執行体制の内容によっては、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、地方公務員法第55条に基づいて、勤務労働条件の確保に関する申し入れを行うとともに、交渉事項として誠意を持って対応するよう求める。

記

1. 2023年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。また、職員の勤務労働条件に変更が生じる場合は交渉・協議を行うとともに、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行う場合は適切な方法で情報提供を行うこと。
2. 職員の過重負担になる恒常的な時間外労働が生じている繁忙職場については、十分に精査するとともに、必要な要員を確保すること。

以上の点について、支部と十分な交渉・協議を行い、合意を得ることを求める。